

重要事項説明書

1, 施設の概要

名称	幼保連携型認定こども園 所沢中央文化幼稚園			
所在地	埼玉県所沢市宮本町 2 丁目22 番地 15 号			
認可日	令和 2 年 4 月 1 日			
連絡先	電話番号	04-2922-7343	FAX 番号	04-2924-9944
	メールアドレス	bunkaty@toko-bunka.ed.jp		
設置者	学校法人所沢文化幼稚園 理事長 梅沢 好文			
施設長氏名	久保 篤史			
事業の種類	幼保連携型認定こども園			

2, 定員

1 号認定児			2 号認定児			3 号認定児		
3 歳	4 歳	5 歳	3 歳	4 歳	5 歳	0 歳	1 歳	2 歳
97	97	98	16	20	20	8	12	12

※ 1 号認定児の 3 歳児には、満 3 歳を含みます。

(合計)

1 号認定児	2 号認定児	3 号認定児	合計
292	56	32	380

3, 職員体制 (令和 7 年4月1日予定)

職種	常勤	非常勤	合計
施設長	1	0	1
副園長又は教頭	2	0	2
保育教諭	28	9	37
主幹保育教諭	2	0	2
指導保育教諭	0	0	0
主幹養護教諭	0	0	0
養護教諭又は養護助教諭	0	0	0
学校医	0	0	0
学校歯科医	0	0	0
学校薬剤師	0	0	0
調理員	0	0	0
事務職員	2	0	2
その他	7	0	7
合計	42	9	51

通称認定こども園法に基づく認可に係る審査基準及び、その他法令等の定める基準を順守し、幼児教育及び保育に必要な職員として、左記の職種の職員を配置しています。

※委嘱

※委嘱

※委嘱

※委託

4, 開園日・開園時間及び、休園日

		1 号認定児	2 号・3 号認定児
開園日		月曜日から金曜日	月曜日から土曜日
開園時間		午前 7 時 00 分から午後 7 時 00 分	午前 7 時 00 分から午後 7 時 30 分 (土曜日:午後 6 時 00 分まで)
教育・保育時間	教育標準時間認定	午前 9 時 00 分から午後 2 時 00 分	-
	保育標準時間認定	-	午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分
	保育短時間認定	-	午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分
預かり保育時間	教育標準時間認定	午前 7 時 00 分から午前 8 時 30 分 午後 2 時 00 分から午後 7 時 00 分	-
延長保育時間	保育標準時間認定	-	午前 7 時 00 分から午前 7 時 30 分 午後 6 時 30 分から午後 7 時 30 分
	保育短時間認定	-	午前 7 時 00 分から午前 8 時 30 分 午後 4 時 30 分から午後 6 時 30 分
休園日		土・日曜日、祝日、夏季・冬季・春季休業日、開園記念日、埼玉県民の日、園長が認める日	日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12 月 29 日から 1 月 3 日まで

5, 給食

	1 号認定児	2 号・3 号認定児
給食	外部搬入(月・火・木・金)	外部搬入及び、自園調理(業務委託)
アレルギー	対応しかねます	所沢市指定用紙「アレルギー除去指示書・依頼書」を病院で記入。当園に提出後、医師の指示に従い対応(完全除去)。

6, 利用者負担額

保育料	所沢市が定める条例によるものとします。 満3歳児は、誕生月まで 30,000 円。
預かり保育料 (1 号認定児) ※ 所沢市一時 預かり事業	午前 7 時 00 分から午前 8 時 29 分 150 円
	午後 2 時 00 分から午後 4 時 00 分 200 円
	午後 4 時 01 分から午後 5 時 00 分 200 円
	午後 5 時 01 分以降 150 円
	※最大 550 円／1 日 ※8,000 円／月額(常時預かり) 保育要件のある方(無償化 2 号の方)は、1 日 450 円申請により償還されます。 ※満3歳児は、慣らし保育終了(概ね 1 週間)後、午後 4 時 30 分まで利用可能。
延長保育料(2 号)	標準時間 100 円(30 分)、短時間 100 円(1 時間) ※詳細はお問い合わせください。
徴収時期、徴収方法	徴収時期:毎月 1 日、徴収方法:口座引き落とし
夕食(補助代)	実施しません。

実費徴収	
・入園検定料(1号)	3,000 円
・入園準備金(1号・2号)	75,000 円
・教育環境充実費(1号・2号、年額)	18,000 円
・特定保育負担額(1号・2号、年額)	7,200 円
・通園バス維持費(1号・2号、月額)	3,500 円
・教材費(1号・2号、年額)	14,000 円
・観察本代(1号・2号、年額)	年齢により異なる
・給食費(1号、1食)	330 円
	※年収 360 万円未満相当世帯の子供たちと全ての世帯の 第3子以降の子供たちについては、副食費(240 円)が 減額されます。
・給食費(2号主食費、月額)	1,000 円
・給食費(2号副食費、月額)	4,800 円
	※年収 360 万円未満相当世帯の子供たちと全ての世帯の 第3子以降の子供たちについては、副食費(4,800 円) が減額されます。
・制服、制帽、体育着代(1号・2号)	実費
・保育用品代(1号・2号)	年齢により異なる

※利用者負担については、領収書を発行します。

7, 選考の方法

- (1号) 入園希望者が利用定員を上回る場合においては、幼保連携型認定こども園所沢中央文化幼稚園園則(兼運営規程)第15条に基づき、園長の判断により、公正な選考を行います。
- (2・3号) 利用の申込みをした子どもの数と入所児の総数が利用定員の総数を超える場合については、市が行う利用調整により選考します。

8, 緊急時の対応方法

教育・保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、学校医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

学校医	氏 名 京谷 圭子(星の宮クリニック)
	所在地 埼玉県所沢市星の宮 1 丁目 3 番 29 号 電話 04-2921-3877
学校歯科医	氏 名 梅沢 雅利(梅沢歯科医院)
	所在地 埼玉県所沢市星の宮 1 丁目 2 番 25 号 電話 04-2921-5215

9, 非常災害時等の対策

非常災害時等 に対する計画	非常災害時や防犯等に関する計画は、別に定めます。詳しくは、園長までお問い合わせください。			
避難・消火訓練	火災及び地震を想定した避難訓練を、毎月 1 回実施します。			
防火設備	自動火災探知機、煙感知器、誘導灯			
避難場所	第一避難場所	明峰小学校	第二避難場所	

10, 虐待等の防止

入所児の人権の擁護・虐待防止のため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるように努めます。

責任者	久保 篤史(園長)
-----	-----------

11, 地域子育て支援事業の内容

・親子集いの場	子育て中の保護者のサークル等に対して、活動の場所の提供及び活動に関するアドバイス等を提供する。※予約制(毎月5回程度を予定)
・園庭開放	地域の子供やその保護者に対し、職員監督の下、園庭を開放する。子供との遊び方などについて相談があれば職員が対応する。※予約制(月5回程度予定)
・育児相談	来園、電話、電子メール等で職員(保育教諭)が子育てに関する相談に対応する。 ※月～金曜日、午前10時00分から午後4時00分まで

12, 個人情報保護方針

【個人情報の取扱方法】

個人情報については、個人情報の保護に関する法令に則り、プライバシーポリシーを定め、個人情報の保護を徹底してまいります。

13, 苦情解決体制

相談・苦情解決責任者	氏名 久保 篤史 電話 04-2922-7343 役職 園長
相談・苦情受付担当者	氏名 小幡 瑞穂 電話 04-2922-7343 役職 副園長
第三者委員	氏名 加賀谷崇文 連絡先 kagaya@toko-bunka.ed.jp
	氏名 井花 佳彦 連絡先 ihana@nexusi.jp
受付方法	電話、メール、直接

14, 傷害保険の概要

保険の種類	園賠償責任保険
保険の内容	普通保険
保険金額	1 事故につき、最大 10 億円。園児 1 人につき 2 億円。

15, カスタマーハラスメントに対するお願い

本園は、保護者のご意見など真摯に受け止め誠実に対応することを原則としております。
さらに、職員が保護者・外部業者などからカスタマーハラスメントを受けた場合、当法人としまして本園カスタマーハラスメント規定により、毅然とした対応をし、職員の心身の安全を確保し、適切な保育環境の中、お子様の安全・安心・幼児教育と保育に全力で取り組みたいと存じます。
皆様のご理解とご協力をお願いします。
※一般的には、長時間の拘束・繰り返し要望面談を求める・暴言・暴力・威嚇・脅迫・特別扱いの強要・園外拘束・SNS・インターネットでの誹謗中傷等は禁止事項です。

16, 安全対策について

・安全対策については、運営マニュアル・危機管理マニュアルを作成し園児・乳児の安全を法人全体で守る仕組みを作り、厳守します。

- ① 適切な情報の共有と公開 ② ヒヤリハットなど情報共有と分析 ③ マニュアルの徹底
- ④ 危険個所の準則な改善・改修

17, その他の重要事項

(1) 集団生活に適應できない(障害認定、加配を必要とする)園児は、入園後でも保護者協議の上、登園制限(午前保育のみ、保護者同伴、行事欠席、一時休園、所沢市一時預かり事業の利用不可)や、ご退園していただく場合もございます。

(2) 園運営に重大な支障、又は困難が生じた場合はご退園いただく場合がございます。

(3) 本園の実費徴収等の納入が2か月以上滞納した場合、ご退園いただく場合がございます。

(4) 実費徴収については、変更になる場合がございます。